

# 芸 術

## 1 芸術科改訂の要点

中央教育審議会においては、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を示した。この中では学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の成果と課題や改訂の具体的な方向性が示されている。芸術科の主な改訂の要点は、次のとおりである。

### （1）目標の改善

育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、目標を（1）「知識及び技能」、（2）「思考力、判断力、表現力等」、（3）「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示した。また、各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が見方・考え方を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

### （2）内容構成の改善

教科の目標の改善に基づいて内容を整理し、指導内容を、各科目の特質に応じて、「知識」、「技能」、「思考力・判断力・表現力等」に関する事項で示した。

### （3）【共通事項】の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を各科目の特質に応じて整理し、【共通事項】として示した。

### （4）知的財産権に関する配慮事項の充実

知的財産権の保護と活用に関する配慮事項の内容を充実し、各科目において自己や他者の著作物や作品、創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、それぞれの伝統や文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することを明示した。

## 2 教科の目標

芸術の幅広い活動を通して、各科目における見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- （1）芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようにする。
- （2）創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようにする。
- （3）生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

この目標は、芸術科の性格とねらいを示すものであり、芸術科の各科目の目標の基底となるものである。

（1）は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。前半部分は、各科目の特質についての「知識」に関するもの、後半部分は、意図に基づいて表現するための「技能」に関するものである。ここでの「知識」とは、生徒一人一人が表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。また、「技能」についても意図に基づいて表現できるよう「思考力、判断力、表現力等」と関連付けながら、様々

に変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにすることが大切である。

(2) は、育成することを目指す「思考力、判断力、表現力等」について示している。前半部分は表現領域に関すること、後半部分は鑑賞領域に関するものである。芸術科における「思考力、判断力、表現力等」の育成に当たっては、各科目の特質に応じながら、個々の生徒の芸術に対する捉え方や考え方を深化させたり、生徒のもつ芸術的な価値意識を一層拡大したり、新たな価値を見いだしたりできるようにすることが大切である。

(3) は、育成することを目指す「学びに向かう力、人間性等」について示している。これは、教科の目標 (1) 及び (2) に関する資質・能力をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。従前同様、豊かな情操を培うことを重視するとともに、「学びに向かう力、人間性等」の涵養を目指し、教育の普遍的、最終的な目的である、望ましい人格の完成を目指している。

### 3 科目の編成

芸術科の科目の編成及び標準単位数については、従前と異なるところはなく、次表のとおりである。

科目名	標準単位数	科目名	標準単位数	科目名	標準単位数
音楽Ⅰ	2	音楽Ⅱ	2	音楽Ⅲ	2
美術Ⅰ	2	美術Ⅱ	2	美術Ⅲ	2
工芸Ⅰ	2	工芸Ⅱ	2	工芸Ⅲ	2
書道Ⅰ	2	書道Ⅱ	2	書道Ⅲ	2

### 4 科目の性格

#### (1) Ⅰを付した科目

Ⅰを付した科目には4科目あり、全ての生徒がこれらのうちから1科目を履修することとしている。高等学校において芸術を履修する最初の段階の科目であり、中学校の学習を基礎にして、表現活動と鑑賞活動についての幅広い学習を通して、創造的な芸術に関する資質・能力を伸ばすことをねらいとしている。

#### (2) Ⅱを付した科目

Ⅱを付した科目は、それぞれに対応するⅠを付した科目を履修した生徒が、興味・関心等に応じて発展的な学習として履修することを原則としたものであり、個性豊かな芸術に関する資質・能力を伸ばすことをねらいとしている。

#### (3) Ⅲを付した科目

Ⅲを付した科目は、それぞれに対応するⅡを付した科目を履修した生徒が、興味・関心等に応じてより一層発展的な学習として履修することを原則としたものであり、生徒の個性に応じて個別的な深化を図るなど、個性豊かな芸術に関する資質・能力を高めることをねらいとしている。

### 5 科目の履修

#### (1) 必修履修科目としてのⅠを付した科目の履修

学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のアの(ア)においては、芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目を全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は標準単位数を下らないものとしている。

なお、必修履修教科・科目については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、その単位数の一部を減じることができることとしているが、標準単位数が2

単位である必履修教科・科目を除くという条件を付しているため、いずれの科目を選択した場合も、全ての生徒が必ず2単位以上を履修しなければならない。なお、専門学科においては、学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(イ)の規定により、専門教科・科目の履修によって、これらの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができることとしている。

## (2) 教育課程の編成

学習指導要領第1章総則第2款の3の(4)においては、「教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする」としている。このため、教育課程の編成に当たっては、ⅡやⅢを付した科目についても、生徒が自己の興味・関心等に応じて選択履修できるよう配慮することが必要である。

また、例えば、1年次に音楽に関する科目を履修した生徒が2年次に美術に関する科目を履修したり、あるいは、同一年次に工芸に関する科目と書道に関する科目を並行履修したりするなど、生徒の希望を最大限に生かすことができるよう工夫することも必要である。

さらに、生徒、学校及び地域の実態、学科の特色等に応じ、芸術に関する学校設定科目を開設し、学校独自の特色ある教育を展開することも考えられる。

このように、各学校の工夫によって多様な科目を設定し、生徒一人一人が個性に応じてそれぞれの資質・能力を伸ばすことができる教育課程を編成することが大切である。

## 芸術科（音楽）

### 1 改訂の趣旨

- 音楽科、芸術科（音楽）においては、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 一方で、感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと、我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと、生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについては、更なる充実が求められるところである。
- 今回の学習指導要領の改訂においては、これまでの成果を踏まえ、これらの課題に適切に対応できるよう改善を図っていくことが必要である。

これらの成果と課題を受け、音楽科、芸術科（音楽）における改訂の具体的な方向性については、次のように示されている。

- ・ 感性を働かせて、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・ 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。
- ・ 高等学校芸術科（音楽）において表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を〔共通事項〕として示す。

### 2 芸術科（音楽）の改訂の要点

#### (1) 目標の改善

- 各科目で育成を目指す資質・能力を次のとおり規定した。
  - 音楽Ⅰ：生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力
  - 音楽Ⅱ：生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力

音楽Ⅲ：生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力

- 目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるように示した。
- 各科目の資質・能力の育成に当たり、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるように示した。

## (2) 内容の改善

### ア 内容構成の改善

内容を「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。従前、「A表現」（「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野）、「B鑑賞」において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。また、〔共通事項〕を新設し、「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。これによって指導すべき内容が一層明確になるようにした。

### イ 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり」を理解することなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「A表現」の「技能」に関する指導内容について、例えば、歌唱分野における「創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能を身に付けること」などの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示した。これにより、芸術科音楽における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

### ウ 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」において、「自分や社会にとっての音楽の意味や価値」、「音楽表現の共通性や固有性」などについて考えることを事項として示し、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことができるようにした。

### エ 〔共通事項〕の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力として、次のように〔共通事項〕を新設した。「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として「ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」を、「知識」に関する資質・能力として「イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること」を示した。

### オ 言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する」ことを、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示し、言語活動の充実を図れるようにした。

### カ 「音楽Ⅲ」の内容の充実

従前、「音楽Ⅲ」では「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができていたが、今回の改訂における「音楽Ⅲ」の内容の取扱いにおいては、「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の『B鑑賞』の(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる」と示し、「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。これにより、全ての科目で「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をバランスよく育成できるようにした。

### 3 芸術科（音楽）各科目の性格

#### (1)「音楽Ⅰ」

「音楽Ⅰ」は、中学校音楽科における学習を基礎にして、「A表現」の「(1) 歌唱」、「(2) 器楽」、「(3) 創作」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを目指しており、「音楽Ⅱ」、「音楽Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。

「A表現」は、「(1) 歌唱」、「(2) 器楽」及び「(3) 創作」の三つの分野で構成し、それぞれの分野の特質を踏まえた「知識」、「技能」及び「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力を分野ごとに示している。なお、「(3) 創作」の「技能」については、生徒の特性等を考慮し、(ア)、(イ) 又は (ウ) のうち一つ以上を選択して扱うことができることとしている。

「B鑑賞」は、「(1) 鑑賞」で構成し、「知識」及び「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力を示している。

今回の改訂で新設した〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力として、「知識」及び「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力を示している。

以上を踏まえ、「音楽Ⅰ」では、中学校音楽科との関連を図り、芸術科としての音楽の内容を幅広く全体的に扱うこととしている。

#### (2)「音楽Ⅱ」

「音楽Ⅱ」は、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。

そこで、「音楽Ⅱ」では、「音楽Ⅰ」の学習経験を基盤として、個性豊かに音楽表現したり音楽をより深く味わって聴いたりすることができるようにするため、「A表現」については、「(1) 歌唱」、「(2) 器楽」又は「(3) 創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができること、「B鑑賞」については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当することとしている。

#### (3)「音楽Ⅲ」

「音楽Ⅲ」は、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。

そこで、「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習経験を基盤として、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた学習内容を設定し、一人一人の個別的な深化を図るため、「A表現」については「(1) 歌唱」、「(2) 器楽」又は「(3) 創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができること、「B鑑賞」の(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができることとし、また、いずれを選択した場合においても我が国や郷土の伝統音楽を含めることとしている。

### 4 芸術科（音楽）各科目の目標と内容の要点

#### (1)「音楽Ⅰ」

音楽の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

- (2) 自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くことができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に音楽の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

「音楽Ⅰ」の目標は、従前同様、**音楽の幅広い活動を通して**学習が行われることを前提とし、**音楽的な見方・考え方を働かせた**学習活動によって、**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。

**音楽的な見方・考え方**とは、感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などと関連付けることであると考えられる。

**音楽的な見方・考え方**は、芸術科音楽の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、音楽を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。

生徒が自ら感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などと関連付けて考えているとき、音楽的な見方・考え方が働いている。音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって、実感を伴った理解による「知識」の習得、必要性の実感を伴う「技能」の習得、質の高い「思考力、判断力、表現力等」の育成、人生や社会において学びを生かそうとする意識をもった「学びに向かう力、人間性等」の涵養が実現する。このことによって、**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力**は育成される。

今回の改訂は、音楽的な見方・考え方を働かせることにより、芸術科音楽における深い学びの視点から授業改善の一層の工夫がなされることを期待するものである。

**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力**とは、下の(1)、(2)及び(3)を指す。

(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものであり、**曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解することが「知識」の習得に関すること、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けることが「技能」の習得に関すること**である。

芸術科音楽における「知識」の習得に関する指導に当たっては、主に次の二点が重要である。一点目は、音楽を形づくっている要素などの働きについて実感を伴いながら理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるようにすること、二点目は、音楽に関する歴史や文化的意義を、表現や鑑賞の活動を通して、自己との関わりの中で理解できるようにすることである。

また「知識」は、学習の過程において生徒個々の感じ方や考え方等に応じ、既習の知識と新たに習得した知識等とが結び付くことによって再構築されていくものである。

このようにして習得された「知識」は、その後の学習や生活においても活用できるものとなる。したがって、「知識」の習得は、単に新たな事柄を知ることのみに留まるものではない。

**創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能**とは、創意工夫の過程でもった音楽表現に対する表現意図に基づいて、その表現意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のことである。創意工夫の過程で、様々に音楽表現を試しながら表現意図を明確にしつつ、また技能も習得されていくというような指導が必要となる。

なお、芸術科音楽における「技能」の習得に関する指導に当たっては、一定の手順や段階を追って身に付けることができるようにするのみでなく、変化する状況や課題などに応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにすることが重要である。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものであり、**自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫することが表現領域に関すること、音楽を評価しながらよさや美しさを自ら味わって聴くことが鑑賞領域に関すること**である。

自己のイメージをもって音楽表現を創意工夫したり、音楽を評価しながらよさや美しさを

自ら味わって聴いたりするためには、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることが必要である。その過程においては、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫することが大切である。

(3) は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標であり、**主体的・協働的には**、表現及び鑑賞の学習に取り組む姿勢、心構えなどを示している。**主体的・協働的に**としているのは、芸術科音楽の学習の多くが、他者との関わりの中で行われることを大切にしているからである。表現及び鑑賞の学習において、生徒一人一人が自らの考えを他者と交流したり、互いの気付きを共有し、感じ取ったことなどに共感したりしながら個々の学びを深め、音楽表現を生み出したり音楽を評価してよさや美しさを味わって聴いたりできるようにすることを重視し、今回の改訂では目標に明記されている。

**音楽文化に親しみ**とは、音楽と人々の生活などとの関わりに関心を持ち、我が国の音楽に愛着をもったり世界の様々な音楽の多様性を認め大切にしたりすることである。音楽文化に親しめるようにするためには、表現や鑑賞の活動を通して、音楽が人々の暮らし、地域の風土、文化や歴史などの影響を受け、社会の変化や文化の発展とともに生まれ、育まれてきたものであることを、生徒が感じ取れるような指導の工夫が求められる。

グローバル化が益々進展するこれからの時代においては、我が国の伝統や文化の中に自分自身のよりどころを見いだすとともに、異なる文化などに対しても敬意を払い、世界の人々と共存することが求められている。そこで、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では、我が国や諸外国の様々な音楽文化に親しみ、「音楽Ⅲ」ではそれらを尊重する態度を育成していく必要がある。

## (2)「音楽Ⅱ」

音楽の諸活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解を深めるとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 個性豊かに音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴くことができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に音楽の諸活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、音楽文化に親しみ、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

「音楽Ⅱ」の目標は、従前同様、**音楽の諸活動を通して**学習が行われることを前提とし、**音楽的な見方・考え方を働かせた**学習活動によって、**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。

「音楽Ⅱ」において、**音楽の諸活動を通して**としているのは、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、「A表現」において「(1) 歌唱」、「(2) 器楽」又は「(3) 創作」のうち一つ以上を選択して扱うことができることとし、「B鑑賞」の学習とともに、質的に深めて行うことを目指しているからである。

**音楽的な見方・考え方の趣旨**については「音楽Ⅰ」と同様である。

**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力**とは、下の(1)、(2)及び(3)を指す。この資質・能力の趣旨は、「音楽Ⅰ」と同様であるが、「音楽Ⅱ」では、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、更に学習の充実を図ることによって、より深く生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と関わる資質・能力を育成することを目指している。

(1) は、「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものである。

**理解を深める**としているのは、「音楽Ⅱ」では、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、更に学習を充実させることによって、一層理解を深められるようにすることが大切だからである。

(2) は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものであり、**個性豊**

かに**音楽表現を創意工夫**することが表現領域に関すること、**音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴く**ことが鑑賞領域に関することである。

表現領域に関することについて、**個性豊か**にとしているのは、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、個に応じた学習を充実させ、自分の持ち味を生かした音楽表現について考え、表現意図を明確にしていくことが大切だからである。また、鑑賞領域に関することについて、深く味わって聴くことができるようにするためには、「音楽Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒が主体的に音楽に関わる鑑賞の学習を展開し、理解したことを根拠として批評する場を設けることが一層重要となる。

(3) は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標で、この目標に示していることの趣旨は「音楽Ⅰ」と同様である。

### (3)「音楽Ⅲ」

音楽の諸活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽文化の多様性について理解するとともに、**創意工夫や表現上の効果を生かした音楽表現**をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽に関する知識や技能を総合的に働かせながら、**個性豊かに音楽表現を創意工夫**したり**音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴いたり**することができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に音楽の諸活動に取り組み、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育むとともに、感性を磨き、音楽文化を尊重し、音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

「音楽Ⅲ」の目標は、従前同様、**音楽の諸活動を通して**学習が行われることを前提とし、**音楽的な見方・考え方を働かせた学習活動**によって、**生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。

**音楽的な見方・考え方の趣旨**については「音楽Ⅰ」と同様である。

**生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力**とは、下の(1)、(2)及び(3)を指す。この資質・能力の趣旨は、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」と同様であるが、「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、扱う音楽の曲種や時代、地域などに大きな偏りがないよう配慮し、多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力の育成を目指すようにする。

なお従前は、「A表現」の「(1) 歌唱」、「(2) 器楽」、「(3) 創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができるとしていたが、今回の改訂では、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育成する観点から、「A表現」と「B鑑賞」の両領域を扱うこととした。

(1) は、「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものであり、**曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽文化の多様性について理解**することが「知識」の習得に関すること、**創意工夫や表現上の効果を生かした音楽表現**をするために**必要な技能を身に付ける**ことが「技能」の習得に関することである。

「知識」の習得に関することについて、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では「音楽の多様性」としているが、「音楽Ⅲ」では、**音楽文化の多様性**としている。「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習において、生徒は、音楽の多様性を理解したり、その音楽が生活や社会の中の人々の営みと深い関わりをもって存在していることを学んだりしている。「音楽Ⅲ」では、このような「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、音楽を文化として捉えることによって、音楽の多様性の理解を、音楽文化の多様性の理解につなげていくことが重要である。

「技能」の習得に関することについて、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」では「**創意工夫を生かした**」としているが、「音楽Ⅲ」では、**創意工夫や表現上の効果を生かした**としている。「音楽



Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、創意工夫したことが他者にどのように伝わるのかという視点を持ち、より効果的に表すことができるような技能の習得を目指すことが大切である。

(2) は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものである。

**音楽に関する知識や技能を総合的に働かせながら**は、表現領域に関する**個性豊かに音楽表現を創意工夫**することと、鑑賞領域に関する**音楽を評価しながらよさや美しさを深く味わって聴くこと**の両方に係っている。「音楽Ⅲ」では、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、様々な知識や技能を関連させ、表現意図を確かにしたり音楽の意味や価値を創造したりすることによって、芸術科音楽における「思考力、判断力、表現力等」について、生徒一人一人の個別的な深化を図ることが重要であることを踏まえ、**音楽に関する知識や技能を総合的に働かせながら**としている。

(3) は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標である。

この目標に示していることの趣旨は、概ね「音楽Ⅰ」と同様である。

**感性を磨き**としているのは、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」で高めた感性を、一層洗練させていくことを目指しているからである。

今回の改訂で、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の目標の(3)に「音楽文化に親しむ」ことを示し、表現や鑑賞の活動を通して、音楽が人々の暮らし、地域の風土、文化や歴史などの影響を受け、社会の変化や文化の発展とともに生まれ、育まれてきたものであることを、生徒が感じ取れるような指導の工夫を求めている。このような「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」の学習を基礎にして、「音楽Ⅲ」では、**音楽文化を尊重**する態度を育てていく。特に、教材として我が国や郷土の伝統音楽を取り扱うことは、我が国や諸外国の様々な音楽文化を尊重する態度を養うことにつながっていく。

## 5 芸術科（音楽）各科目の内容の取扱い

### (1) 「音楽Ⅰ」

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、中学校音楽科との関連を十分に考慮し、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るものとする。
- ② 内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導する。
- ③ 生徒の特性等を考慮し、内容の「A表現」の(3)のウについては(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- ④ 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。
- ⑤ 内容の「A表現」の指導に当たっては、生徒の特性等を考慮し、視唱と視奏及び読譜と記譜の指導を含めるものとする。
- ⑥ 内容の「A表現」の指導に当たっては、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにする。その際、内容の「B鑑賞」の(1)のア及びイの(イ)又は(ウ)との関連を図るよう配慮するものとする。
- ⑦ 内容の「A表現」の(3)の指導に当たっては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成することを重視するとともに、作品を記録する方法を工夫させるものとする。
- ⑧ 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、曲や演奏について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。
- ⑨ 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の教材については、学校や地域の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽から幅広く扱うようにする。また、「B鑑賞」の教材については、アジア地域の諸民族の音楽を含めて扱うようにする。
- ⑩ 音楽活動を通して、それぞれの教材等に応じ、生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを

実感できるよう指導を工夫する。なお、適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めることができるよう指導を工夫する。

- ⑩ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

## (2) 「音楽Ⅱ」

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、必要に応じて、〔共通事項〕を要として相互の関連を図るものとする。
- ② 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- ③ 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。
- ④ 内容の取扱いに当たっては、「音楽Ⅰ」の項目の②から⑩までと同様に扱うものとする。

## (3) 「音楽Ⅲ」

- ① 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の「B鑑賞」の(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- ② 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の教材については、学校や地域の実態等を考慮し、我が国や郷土の伝統音楽を含めて扱うようにする。
- ③ 内容の取扱いに当たっては、「音楽Ⅰ」の項目の②、④、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑪、「音楽Ⅱ」の項目の①及び③と同様に扱うものとする。

# 芸術科（美術，工芸）

## 1 改訂の趣旨

- 図画工作科、美術科、芸術科（美術，工芸）においては、創造することの楽しさを感じるとともに、思考、判断し表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形や美術の働き、美術文化に関心を持って、生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 一方で、感性や想像力等を豊かに働かせて、思考、判断し、表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成することや、生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての実感的な理解を深め、生活や社会と豊かに関わる態度を育成すること等については、更なる充実が求められるところである。
- 今回の学習指導要領の改訂においては、これまでの成果を踏まえ、これらの課題に適切に対応できるよう改善を図っていくことが必要である。

これらの成果と課題を受け、図画工作科、美術科、芸術科（美術，工芸）における改訂の具体的な方向性については、次のように示されている。

- ・ 感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- ・ 生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。
- ・ 高等学校芸術科（美術，工芸）において表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を〔共通事項〕として示す。

## 2 芸術科（美術）改訂の要点

### (1) 目標の改善

- 各科目で育成を目指す資質・能力を次のとおり規定した。  
美術Ⅰ：生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力

美術Ⅱ：生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力

美術Ⅲ：生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力

- 目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるよう示した。また、教科の目標では、これらの(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように整理した。

## (2) 内容の改善

### ア 表現領域の改善

「(1) 絵画・彫刻」、 「(2) デザイン」、 「(3) 映像メディア表現」の各分野における各事項を、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理した。

### イ 鑑賞領域の改善

「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示した。アに関する事項では、「A表現」の「(1) 絵画・彫刻」、 「(2) デザイン」、 「(3) 映像メディア表現」との関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視した。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、従前の美術の働きに関する鑑賞と、美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

### ウ 【共通事項】の新設

感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、表現や鑑賞の学習に共通に必要なとなる資質・能力を育成する観点から、造形的な視点を豊かにするために必要な知識を〔共通事項〕として新設した。

### エ 言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって、〔共通事項〕に示す事項を視点を、言語活動の充実を図れるようにした。

### オ 「美術Ⅲ」の内容の充実

従前、配慮事項において、「美術Ⅲ」では「A表現」の「(1) 絵画・彫刻」、 「(2) デザイン」、 「(3) 映像メディア表現」及び「B鑑賞」のいずれか一つ以上を選択して扱うことができるとしていたが、内容の取扱いにおいて『A表現』については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、『B鑑賞』の(1)については、ア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の『A表現』の(1)については、絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。」と示し、「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。

## 3 芸術科（美術）各科目の性格

### (1) 「美術Ⅰ」

「美術Ⅰ」は、中学校美術科における学習を基礎にして、「美術Ⅱ」、「美術Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。今回の改訂では、科目の目標を三つの資質・能力で整理した。具体的には、「知識」については今回新設となる〔共通事項〕に、「技能」は、「A表現」(1)から(3)までのイの指導事項に位置付けられた。「思考力、判断力、表現力等」は「A表現」(1)から(3)までのアの指導事項及び「B鑑賞」(1)の指導事項に位置付けられた。「学びに向かう力、人間性等」は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で、一体的、総合的に育てていくものとする。

### (2) 「美術Ⅱ」

「美術Ⅱ」は、「美術Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。今回の改訂では、従前と同様に、表現領域の(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上の分野と鑑賞領域を学習することを示した。

### (3) 「美術Ⅲ」

「美術Ⅲ」は、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。「美術Ⅲ」は、従前、表現領域の各分野

及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習できることとしていたが、今回の改訂では、表現領域の(1)、(2)又は(3)のうちいずれか一つ以上の分野と鑑賞領域のA又はIのうち一つ以上の事項を選択して学習できるように改めた。

#### 4 芸術科(美術)各科目の目標と内容の要点

##### (1)「美術I」

美術の幅広い創造活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を重ね、生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し創造的に発想し構想を練ったり、価値意識をもって美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の幅広い創造活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、美術文化に親しみ、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

「美術I」の目標では、中学校美術科における学習を基礎にして、「美術I」は何を学ぶ科目なのかということを示し、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを一層重視している。

**造形的な見方・考え方**とは、美術の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。今回の改訂では、造形的な視点を豊かにもって対象や事象を捉え、創造的に考えを巡らせる資質・能力の育成を重視している。

(1)は、「知識及び技能」について示している。前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの、後半部分は、創造的に表す技能に関するものであり、科目の目標(1)は、この二つから構成されている。今回の改訂では、知識として、具体的には〔共通事項〕の内容を示している。ここでの知識とは、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒一人一人が表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。実施においては、造形を豊かに捉えるような多様な視点をもてるようにするために、生徒の実態や発達の特性などを考慮して、〔共通事項〕に示されている内容について「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて十分な指導が行われるようにする必要がある。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」について示している。目標の前半部分は、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力を示している。中間部分は、発想や構想に関する資質・能力であり、創造的に発想し表現の構想を練るなどの資質・能力を示している。後半部分は、鑑賞に関する資質・能力であり、見方や感じ方に関する資質・能力を示している。「思考力、判断力、表現力等」をより豊かに育成するためには、発想や構想と鑑賞に関する資質・能力を総合的に働かせて学習が進められるようにすることが大切である。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」について示している。ここでの目標は、科目の目標(1)及び(2)に関する資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。主体的に美術の学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や美術の創造活動の喜び、形や色彩などによるコミュニケーションを通して生活や社会と主体的に関わること、美術文化の継承と創造に向かう態度、豊かな感性など、情意や態度等に関するものが含まれる。このような芸術科美術における学びに向かう力や人間性等を育てていくためには、生徒一人一人が、自己の在り方や生き方との関わりの中で、表現及び鑑賞に関する資質・能

力を身に付け、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

## (2)「美術Ⅱ」

美術の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を深め、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を高め、美術文化に親しみ、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

「美術Ⅱ」は、「美術Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。目標の構造は「美術Ⅰ」と同様で、(1) から (3) の文の構成も「美術Ⅰ」と同じである。

「美術Ⅱ」では、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、「美術Ⅰ」における幅広い美的体験をより深め、生活や社会の中の美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することを一層重視している。

(1) は、「知識及び技能」について示している。ここでは、「美術Ⅰ」の学習を基礎として生徒一人一人が、個別の感じ方や考え方等に応じながら〔共通事項〕に示された内容について活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりするとともに、これまでに学んだ知識が、新たな学習経験の過程を通して再構築されていくことも重視している。**意図に応じて表現方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表す**とは、発想や構想をしたことを基に、表現の意図に応じて様々な技能を応用したり、工夫を繰り返して自分の表現方法を見付け出したりして個性豊かで創造的に表すことである。

(2) は、「思考力、判断力、表現力等」について示している。**主題を生成し個性豊かに発想し構想を練る**とは、生徒一人一人が独自性や自分らしさを発揮しながら、自分の表したいことを実現するための柔軟で創造的な思考力、判断力等を働かせて発想や構想を練ることである。**自己の価値観を高めて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深める**とは、自己の価値観を高めて美術作品や環境の中に見られる造形的なよさや美しさ、表現の独自性を感じ取ったり、多様な視点を重視した意図と表現の工夫や美術の働き、美術文化について考えたりするなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する資質・能力について示している。「美術Ⅰ」の学習において身に付けた資質・能力を柔軟に活用し、生徒一人一人が自己の価値観を高めて鑑賞の学習を深めることが大切である。

(3) は、「学びに向かう力、人間性等」について示している。**感性と美意識を高め**とは、様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性と美に対する鋭敏な感覚を働かせるなどの美意識を高めることである。美術の創造的な諸活動においては、造形的な視点をより豊かにして、造形的なよさや美しさ、目的や機能と洗練された美しさとの調和などを感じ取る力をより主体的に働かせることを通して感性と美意識を高めることが大切である。

### (3)「美術Ⅲ」

美術の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、独創的な表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生成し個性を生かして発想し構想を練ったり、自己の価値観を働かせて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に美術の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり美術を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を磨き、美術文化を尊重し、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

「美術Ⅲ」は、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の多様な美術や美術文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。目標の構造及び各文の構成は「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」と同様である。

(1) は、「知識及び技能」について示している。ここでは、「美術Ⅰ」及び「美術Ⅱ」の学習を基礎にして、〔共通事項〕に示された内容について活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を一層深めたりするとともに、これまでに学んだ知識が、新たな学習経験の過程を通して再構築されていくことも大切である。**意図に応じて表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表す**とは、発想や構想をしたことを基に、制作過程全体を見通して表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことであり、生徒一人一人が独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的に表すことができるようにすることが大切である。

(2) は、「思考力、判断力、表現力等」について示している。**主題を生成し個性を生かして発想し構想を練る**とは、生徒一人一人が独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら発想や構想を練ることである。**自己の価値観を働かせて美術や美術文化に対する見方や感じ方を深める**とは、造形的なよさや美しさ、伝統と文化の価値を感じ取ったり、美術作品などにおける作者の主張や国際理解を果たす美術の役割について考えたりするなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する資質・能力について示している。

(3) は、「学びに向かう力、人間性等」について示している。**感性と美意識を磨き**とは、美と創造を求める心を通して自己の価値観を問い直し、様々な対象や事象から新しい発見などを引き出すより豊かな感性と、生徒一人一人の美に対する鋭敏な感覚を働かせるなどの美意識を磨くことである。

## 5 芸術科（美術）各科目の内容の取扱い

### (1)「美術Ⅰ」

- ① 内容の「A表現」と「B鑑賞」の指導については、中学校美術との関連を十分に考慮し、「A表現」と「B鑑賞」相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
- ② 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」の(1)については絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。また、(2)及び(3)については、いずれかを選択して扱うことができる。その際、感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、目的や機能などを考えた表現の学習が調和的に行えるようにする。
- ③ 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。
- ④ 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導を行い、各事項の実感的な理解を通

して、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように配慮するものとする。

- ⑤ 内容の「A表現」の指導に当たっては、スケッチやデッサンなどににより観察力、思考力、描写力などが十分に高まるよう配慮するものとする。
- ⑥ 内容の「A表現」の指導に当たっては、主題の生成から表現の確認及び完成に至る全過程を通して、自分のよさを発見し喜びを味わい、自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮するものとする。
- ⑦ 内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、日本の美術も重視して扱うとともに、アジアの美術などについても扱うようにする。
- ⑧ 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科美術の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点を、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。
- ⑨ 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。
- ⑩ 事故防止のため、特に刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底する。

## (2) 「美術Ⅱ」

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
- ② 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の「A表現」の(1)については、絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。
- ③ 内容の取扱いに当たっては、「美術Ⅰ」の項目の③から⑩までと同様に取り扱うものとする。

## (3) 「美術Ⅲ」

- ① 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、「B鑑賞」の(1)については、ア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の「A表現」の(1)については絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。
- ② 内容の取扱いに当たっては、「美術Ⅰ」の項目の③から⑩まで、「美術Ⅱ」の項目の①と同様に取り扱うものとする。

## 6 芸術科（工芸）改訂の要点

### (1) 目標の改善

- 各科目で育成を目指す資質・能力を次のとおり規定した。
  - 工芸Ⅰ：生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力
  - 工芸Ⅱ：生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力
  - 工芸Ⅲ：生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力
- 目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるよう示した。また、教科の目標では、これらの(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように整理した。

### (2) 内容の改善

#### ア 表現領域の改善

「(1) 身近な生活と工芸」、「(2) 社会と工芸」の各分野における各事項を、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理した。

#### イ 鑑賞領域の改善

「B鑑賞」の内容を、アの「工芸作品など」に関する事項と、イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項に分けて示した。アに関する事項では、「A表現」の「(1)

身近な生活と工芸」,「(2) 社会と工芸」との関連を図り,特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力,判断力,表現力等」を育成することを重視した。この「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項では,従前の工芸の働きに関する鑑賞と,工芸の伝統と文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

#### ウ 【共通事項】の新設

感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し,表現や鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を育成する観点から,造形的な視点を豊かにするために必要な知識を〔共通事項〕として新設した。

#### エ 言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって,〔共通事項〕に示す事項を視点に,言語活動の充実を図れるようにした。

#### オ 「工芸Ⅲ」の内容の充実

従前,配慮事項において,「工芸Ⅲ」では「A表現」の「(1) 身近な生活と工芸」,「(2) 社会と工芸」及び「B鑑賞」のいずれか一つ以上を選択して扱うことができるとしていたが,内容の取扱いにおいて『A表現』については(1)又は(2)のうち一つ以上を,『B鑑賞』の(1)についてはア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。」と示し,「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。

### 7 芸術(工芸)各科目の性格

#### (1)「工芸Ⅰ」

「工芸Ⅰ」は,中学校美術科における学習を基礎にして,「工芸Ⅱ」,「工芸Ⅲ」における発展的な学習の基礎を養う科目という性格を有している。今回の改訂では,科目の目標を三つの資質・能力で整理した。具体的には,「知識」については今回新設となる〔共通事項〕に,「技能」は,「A表現」(1)及び(2)のイの指導事項に位置付けられている。「思考力,判断力,表現力等」は,「A表現」(1)及び(2)のアの指導事項及び「B鑑賞」(1)の指導事項に位置付けられている。「学びに向かう力,人間性等」は,「A表現」,「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で,一体的,総合的に育てていくものとする。

#### (2)「工芸Ⅱ」

「工芸Ⅱ」は,「工芸Ⅰ」の学習を基礎にして,生徒の資質・能力,適性,興味・関心等に応じた活動を展開し,生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を伸ばすことなどをねらいとしている。今回の改訂では,従前と同様に,表現領域の(1)又は(2)のうち一つ以上の分野と鑑賞領域を学習することを示した。

#### (3)「工芸Ⅲ」

「工芸Ⅲ」は,「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして,更に生徒の資質・能力,適性,興味・関心等に応じた活動を展開し,生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。「工芸Ⅲ」は,従前,表現領域の各分野及び鑑賞領域から一つ以上を選択して学習できることとしていたが,今回の改訂では,表現領域の(1)又は(2)のうち一つ以上の分野と鑑賞領域のア又はイのうち一つ以上の事項を選択して学習できるように改めた。

### 8 芸術科(工芸)各科目の目標と内容の要点

#### (1)「工芸Ⅰ」

工芸の幅広い創造活動を通して,造形的な見方・考え方を働かせ,美的体験を重ね,生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに,意図に応じて制作方法を創意工夫し,創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ,表現の意図と創意工夫,工芸の働きなどについて考え,思いや願いなどから心豊かに発想し構想を練ったり,価値意識をもって工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。



(3) 主体的に工芸の幅広い創造活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、工芸の伝統と文化に親しみ、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

「工芸Ⅰ」の目標では、中学校美術科における学習を基礎にして、「工芸Ⅰ」は何を学ぶ科目なのかということを示し、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを一層重視している。

**造形的な見方・考え方**とは、工芸の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。今回の改訂では、造形的な視点を豊かにもって対象や事象を捉え、創造的に考えを巡らせる資質・能力の育成を重視している。

(1) は、「知識及び技能」について示している。前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの、後半部分は、創造的に表す技能に関するものであり、科目の目標(1)は、この二つから構成されている。今回の改訂では、知識として、具体的には〔共通事項〕の内容を示している。ここでの知識とは、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒一人一人が表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。実施においては、造形を豊かに捉えるような多様な視点をもてるようにするために、生徒の実態や発達の特性などを考慮して、〔共通事項〕に示されている内容について「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて十分な指導が行われるようにする必要がある。

(2) は、「思考力、判断力、表現力等」について示している。前半部分は、発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力を示している。中間部分は、発想や構想に関する資質・能力であり、心豊かに発想し制作の構想を練るなどの資質・能力を示している。後半部分は、鑑賞に関する資質・能力であり、価値意識をもって工芸作品などの造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり、作者の心情や意図と制作過程の工夫、自然と工芸の関わりや日本の工芸の特質などについて考えたりするなどの見方や感じ方に関する資質・能力を示している。「思考力、判断力、表現力等」をより豊かに育成するためには、発想や構想と鑑賞に関する資質・能力を総合的に働かせて学習が進められるようにすることが大切である。

(3) は、「学びに向かう力、人間性等」について示している。ここでの目標は、科目の目標(1)及び(2)に関する資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。主体的に工芸の学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や工芸の創造活動の喜び、自己の生活や社会を多様な視点から見つめる活動を通して生活や社会と主体的に関わること、工芸の伝統や文化の継承と創造に向かう態度、豊かな感性など、情意や態度等に関するものが含まれる。このような芸術科工芸における学びに向かう力や人間性等を育てていくためには、生徒一人一人が自己の在り方や生き方との関わりの中で、表現及び鑑賞に関する資質・能力を身に付け、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

## (2)「工芸Ⅱ」

工芸の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を深め、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(3) 主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を高め、工芸の伝統と文化に親しみ、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

「工芸Ⅱ」は、「工芸Ⅰ」の学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に  
応じた活動を展開し、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を  
伸ばすことなどをねらいとしている。目標の構造及び各文の構成は「工芸Ⅰ」と同様である。

「工芸Ⅱ」では、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自  
分としての意味や価値をつくりだすなどの造形的な見方・考え方を働かせ、「工芸Ⅰ」におけ  
る幅広い美的体験をより深め、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資  
質・能力を育成することを一層重視している。

(1) は、「知識及び技能」について示している。ここでは、「工芸Ⅰ」の学習を基礎として  
生徒一人一人が、個別の感じ方や考え方等に応じながら〔共通事項〕に示された内容につ  
いて活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりするとともに、これまでに学んだ  
知識が、新たな学習経験の過程を通して再構築されていくことも重視している。**意図に応じ  
て制作方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表す**とは、発想や構想をしたことを基に、表  
現の意図に応じて様々な技能を応用したり、工夫を繰り返して自分の制作方法を見付け出し  
たりして個性豊かで創造的に表すことである。

(2) は、「思考力、判断力、表現力等」について示している。**思いや願いなどから個性豊  
かに発想し構想を練る**とは、生徒一人一人が独自性や自分らしさを発揮しながら、自分の表  
したいことを実現するための柔軟で創造的な思考力、判断力等を働かせて発想や構想を練る  
ことである。**自己の価値観を高めて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深める**  
とは、自己の価値観を高めて工芸作品のよさや美しさ、工芸のもつ機能性と美しさや表現の  
独自性などを感じ取ったり、意図と表現の工夫や工芸の働き、工芸の伝統と文化について考  
えたりするなどして、見方や感じ方を深める鑑賞に関する資質・能力について示している。

「工芸Ⅰ」の学習において身に付けた資質・能力を柔軟に活用し、生徒一人一人が自己の価  
値観を高めて鑑賞の学習を深めることが大切である。

(3) は、「学びに向かう力、人間性等」について示している。**感性と美意識を高める**とは、  
様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性と美に対  
する鋭敏な感覚を働かせるなどの美意識を高めることである。工芸の創造的な諸活動におい  
ては、造形的な視点を豊かにして、よさや美しさ、心地よさ、快適さ、使う人の気持ちや、  
工芸のもつ機能性と美しさとの調和などを感じ取る力をより主体的に働かせることを通して  
感性と美意識を高めることが大切である。

### (3) 「工芸Ⅲ」

工芸の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、  
生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育  
成することを目指す。

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制  
作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことができるようにする。

(2) 造形的なよさや美しさ、独創的な表現の意図と工夫、工芸の働きなどについて考え、  
思いや願いなどから個性を生かして発想し構想を練ったり、自己の価値観を働かせて工  
芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(3) 主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育  
むとともに、感性と美意識を磨き、工芸の伝統と文化を尊重し、生活や社会を心豊かに  
するために工夫する態度を養う。

「工芸Ⅲ」は、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、更に生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、生活や社会の中の多様な工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。目標の構造及び各文の構成は「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」と同様である。

(1) は、「知識及び技能」について示している。ここでは、「工芸Ⅰ」及び「工芸Ⅱ」の学習を基礎にして、生徒一人一人が、〔共通事項〕に示された内容について活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を一層深めたりするとともに、これまでに学んだ知識が、新たな学習経験の過程を通して再構築されていくことも大切である。**意図に応じて表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表す**とは、発想や構想をしたことを基に、制作過程全体を見通して制作方法を追求し、個性を生かして創造的に表すことである。ここでは、表現の意図に応じてこれまで学習した様々な技能を応用したり、材料や用具の特性を生かしたりして、創意工夫を積み重ね制作方法を追求し、生徒一人一人が独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら創造的に表すことができるようにすることを目指している。

(2) は、「思考力、判断力、表現力等」について示している。**思いや願いなどから個性を生かして発想し構想を練る**とは、生徒一人一人が独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮しながら発想や構想を練ることである。**自己の価値観を働かせて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深める**とは、自分の価値観を働かせて、身近な生活や社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取ったり、生活文化と工芸との関わり、国際理解を果たす工芸の役割について考えたりするなどの見方や感じ方を深める鑑賞に関する資質・能力について示している。

(3) は、「学びに向かう力、人間性等」について示している。**感性と美意識を磨き**とは、美と創造を求める心を通して自己の価値観を問い直し、様々な対象や事象から新しい発見などを引き出すより豊かな感性と、生徒一人一人の美に対する鋭敏な感覚を働かせるなどの美意識を磨くことである。工芸の創造的な諸活動においては、造形的な視点をより豊かにして、人間と「もの」との関わりを見つめ、自己の生活をよりよく改善したり、心豊かな社会の形成に積極的に寄与したりするなど、感じ取る力を一層主体的に働かせることを通して感性と美意識を磨くことが大切である。

## 9 芸術科（工芸）各科目の内容の取扱い

### (1) 「工芸Ⅰ」

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、中学校美術科との関連を十分に考慮し、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
- ② 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着を図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。
- ③ 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導を行い、各事項の実感的な理解を通して、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように配慮するものとする。
- ④ 内容の「A表現」の指導に当たっては、地域の材料及び伝統的な工芸の表現などを取り入れることにも配慮するものとする。
- ⑤ 内容の「A表現」の指導に当たっては、発想から制作の確認及び完成に至る全過程を通して、自分のよさを発見し喜びを味わい、自己実現を果たしていく態度の形成を図るよう配慮するものとする。
- ⑥ 内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、日本の工芸も重視して扱うとともに、アジアをはじめとする諸外国の工芸などについても扱うようにする。
- ⑦ 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、芸術科工芸の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。
- ⑧ 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の

形成を図るとともに、必要に応じて、工芸に関する知的財産権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。

- ⑨ 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

## (2) 「工芸Ⅱ」

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
- ② 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)「身近な生活と工芸」又は(2)「社会と工芸」のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- ③ 内容の取扱いに当たっては、「工芸Ⅰ」の項目の②から⑨までと同様に取り扱うものとする。

## (3) 「工芸Ⅲ」

- ① 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)又は(2)のうち一つ以上を、「B鑑賞」の(1)についてはア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- ② 内容の取扱いに当たっては、「工芸Ⅰ」の項目の②から⑨まで、「工芸Ⅱ」の項目の①と同様に取り扱うものとする。

# 芸術科（書道）

## 1 改訂の趣旨

- 芸術科（書道）においては、書の文化の継承と創造への関心を一層高めるために、書の文化に関する学習の充実を図るとともに、豊かな情操を養い、感性や想像力を働かせながら考えたり判断したりするなどの資質・能力の育成等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 一方で、書の伝統と文化を踏まえながら、生徒が感性を働かせて、表現と鑑賞の相互関連を図りながら能動的に学習を深めていくことや、書への永続的な愛好心を育むこと等については、更なる充実が求められるところである。
- 今回の学習指導要領の改訂においては、これまでの成果を踏まえ、これらの課題に適切に対応できるよう改善を図っていくことが必要である。

これらの成果と課題を受け、芸術科（書道）における改訂の具体的な方向性については、次のように示されている。

- ・ 感性を働かせて、能動的に、表現を構想し工夫したり作品の意味や価値を見いだしたりする学習となるよう、内容の改善を図る。
- ・ 国語科書写との円滑な接続を図るとともに、生活や社会の中での文字や書の働き、書の伝統と文化についての理解を深める学習の充実を図る。
- ・ 表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を〔共通事項〕として示す。

## 2 改訂の要点

### (1) 目標の改善

- 各科目で育成を目指す資質・能力を次のとおり規定した。
  - 書道Ⅰ：生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力
  - 書道Ⅱ：生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力
  - 書道Ⅲ：生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力
- 目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう

力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるように示した。

- 各科目の資質・能力の育成に当たり、生徒が「書に関する見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

## (2) 内容の改善

### ア 内容構成の改善

内容を「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。従前、「A表現」（「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」の三分野）、「B鑑賞」において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では、「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。また、〔共通事項〕は「A表現」及び「B鑑賞」の活動を通して指導すべき事項であり、「知識」に関する資質・能力として新たに示された。

### イ 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容について、表現領域の三分野や鑑賞領域ごとに事項として具体的に示した。同様に、「A表現」の「技能」に関する指導事項については、作品を構想し表現を工夫するために必要な技能として、具体的な内容を事項として示した。これにより、芸術科書道における技能は「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得すべき内容であることを明確にした。

### ウ 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」において、「作品の価値とその根拠」、「生活や社会における書の効用」、「書の現代的意義や普遍的価値」などについて考えることを事項として示し、書のよさや美しさを味わって捉えることができるようにした。

### エ 〔共通事項〕の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力として〔共通事項〕を新設し、「ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。」、「イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。」を「知識」に関する資質・能力として位置付けた。

### オ 言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、芸術科書道の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫することとしている。表現領域においては、題材としての言葉を紡ぎ出したり選定したりする場面、作品を構想し表現を工夫する場面、また鑑賞領域では、作品について根拠をもって批評する場面などで言語活動の充実を図れるようにした。

### カ 「書道Ⅲ」の内容の充実

従前、「書道Ⅲ」では「A表現」の「(1) 漢字仮名交じりの書」、「(2) 漢字の書」、「(3) 仮名の書」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができていたが、今回「書道Ⅲ」の内容の取扱いにおいては、「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、『B鑑賞』の(1)のイについては(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる」と示し、「A表現」、「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。これにより、全ての科目で「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をバランスよく育成できるようにした。

## 3 芸術科（書道）各科目の性格

### (1) 「書道Ⅰ」

「書道Ⅰ」は、高等学校において書道を履修する生徒のために設けている最初の科目である。中学校国語科の書写における学習を基礎にして、「A表現」の「(1) 漢字仮名交じりの書」、「(2) 漢字の書」、「(3) 仮名の書」及び「B鑑賞」についての幅広い活動を展開し、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成することを目指しており、「書道Ⅱ」、「書道Ⅲ」における発展的な学習の基礎

を養う科目という性格を有している。

## (2)「書道Ⅱ」

「書道Ⅱ」は、「書道Ⅰ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。「書道Ⅰ」での学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を展開し、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することをねらいとしている。

## (3)「書道Ⅲ」

「書道Ⅲ」は、「書道Ⅱ」を履修した生徒が、更に次の段階として履修するために設けている科目である。「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を基礎にして、生徒の資質・能力、適性、興味・関心等に応じた活動を更に展開し、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を伸ばすことをねらいとしている。

# 4 芸術科（書道）各科目の目標と内容の要点

## (1)「書道Ⅰ」

書道の幅広い活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解するとともに、書写能力の向上を図り、書の伝統に基づき、効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて構想し表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書的美を味わい捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

「書道Ⅰ」の目標は、**書道の幅広い活動を通して**学習が行われることを前提とし、**書に関する見方・考え方を働かせた**学習活動によって、**生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。

「書道Ⅰ」で目指す資質・能力の育成は、目標に示されている(1)、(2)及び(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要であり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成するものではない。

**書道の幅広い活動を通して**とは、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」の全ての領域・分野の学習活動を通してという意味であり、書道の多様な表現と鑑賞の活動を通して学習を進めることを示している。

**書に関する見方・考え方**とは、書の特質に即して物事を捉える視点や考え方をいい、感性を働かせ、書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え、書かれた言葉、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わりから、書の表現の意味や価値を見いだすことである。

**書に関する見方・考え方を働かせる**ことによって、実感を伴って「思考力、判断力、表現力等」、「知識」及び「技能」が育成され、この過程の中で「学びに向かう力、人間性等」の涵養へと広がり、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と豊かに関わる資質・能力の育成へとつながっていく。

「書道Ⅰ」では、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成することにより、書の伝統と文化の継承と発展、また、現代という時代における表現活動へとつなげることをねらいとしている。

(1)は、「書道Ⅰ」における「知識及び技能」に関する目標である。**書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解**することが「知識」に関する目標であり、**書写能力の向上を図り、書の伝統に基づき、効果的に表現するための基礎的な技能を身に付ける**ことが「技能」に関する目標を示している。

「書道Ⅰ」における「知識」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、表現や鑑賞の活動を通して、実感的に理解できるようにすることが大切である。

「書道Ⅰ」における「技能」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、表現を工夫していく過程で、効果的に表現し主体的に活用できる技能を身に付けることができるようにすることが大切である。

(2) は、「書道Ⅰ」における「思考力、判断力、表現力等」に関する目標である。表現領域と鑑賞領域の両方に関わり、**意図に基づいて構想し表現を工夫**することが表現領域に関する目標であり、**作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書的美を味わい捉える**ことが鑑賞領域に関する目標を示している。

「書道Ⅰ」における「思考力、判断力、表現力等」については、感じたことを言葉で表現したり、考えを伝え合い深めたりする言語活動を適切に位置付け、「A表現」と「B鑑賞」を関連させながら育成することが大切である。

(3) は、「書道Ⅰ」における「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標である。**書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う**とは、書の表現や鑑賞の幅広い活動を通して、生活や社会において書が果たしている役割や効用、書的美の意味や価値などを考え、多様な文字や書と豊かに関わることで、心豊かな生活や社会を創造していく態度を育てることを示している。

## (2)「書道Ⅱ」

書道の創造的な諸活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、効果的に表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて独創的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書的美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

「書道Ⅱ」の目標は、**書道の創造的な諸活動を通して学習が行われることを前提とし、書に関する見方・考え方を働かせた学習活動によって、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することを目指すこと**である。

「書道Ⅱ」で目指す資質・能力の育成は、目標に示されている(1)、(2)及び(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要であり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成するものではないことは、「書道Ⅰ」と同様である。

**書道の創造的な諸活動を通して**とは、「書道Ⅰ」での学習を発展させて、「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、 「(2)漢字の書」、 「(3)仮名の書」及び「B鑑賞」の各領域・分野の学習を深める活動を通してという意味である。従前と同様に「A表現」の三分野のうち(1)を扱うとともに、(2)又は(3)のうち一つ以上の分野と「B鑑賞」を学習することとし、生徒の実態に応じて、創造的な表現や鑑賞の学習を展開することとしている。

**書に関する見方・考え方**については、「書道Ⅰ」と同様であり、書の特質に即して物事を捉える視点や考え方を十分に働かせて、表現や鑑賞の創造的な活動を展開する必要がある。

**生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力**については、「書道Ⅱ」では、「書道Ⅰ」での学習を発展させて、各領域・分野における学習を深め、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することにより、書の伝統と文化の継承と発展、また、現代という時代における創造的で個性豊かな表現活動へとつなげることをねらいとしている。

(1) は、「書道Ⅱ」における「知識及び技能」に関する目標である。**書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深める**ことが「知識」に関する目標であり、**書の伝統に基づき、効果的に表現するための技能を身に付ける**ことが「技能」に関する目標を示している。

「書道Ⅱ」における「知識」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、表現や鑑賞の活動を通して、実感的に理解を深められるようにすることが大切である。

「書道Ⅱ」における「技能」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、個性豊かに表現を工夫していく過程で、効果的に表現し主体的に活用できる技能を身に付けることができるようにすることが大切である。

(2) は、「書道Ⅱ」における「思考力、判断力、表現力等」に関する目標である。表現領域と鑑賞領域の両方に関わり、**意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫**することが表現領域に関する目標であり、**作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉える**ことが鑑賞領域に関する目標を示している。

「書道Ⅱ」における「思考力、判断力、表現力等」については、感じたことを言葉で表現したり、意見を交換したりして、考えを深めていく言語活動を適切に位置付け、「A表現」と「B鑑賞」を関連させながら育成することが大切である。

(3) は、「書道Ⅱ」における「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標である。**書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う**とは、「書道Ⅰ」での学習を発展させて、書の表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して、生活や社会における書の役割や効用、書の美の意味や価値、書の現代的意義などについて考え、多様な文字や書と豊かに関わることで、心豊かな生活や社会を創造していく態度を育てることを示している。

### (3)「書道Ⅲ」

書道の創造的な諸活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、創造的に表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を磨き、書の伝統と文化を尊重し、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

「書道Ⅲ」の目標は、**書道の創造的な諸活動を通して**学習が行われることを前提とし、**書に関する見方・考え方を働かせた**学習活動によって、**生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力**を育成することを目指すことである。

「書道Ⅲ」で目指す資質・能力の育成は、目標に示されている(1)、(2)及び(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要であり、「知識及び技能」を習得してから「思考力・判断力・表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成するものではないことは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」と同様である。

**書に関する見方・考え方**については、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」と同様であり、書の特質に即して物事を捉える視点や考え方を十分に働かせて、表現や鑑賞の創造的な活動を展開する必要がある。

**生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力**については、「書道Ⅲ」では、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を更に発展させて、各領域・分野における学習を更に深め、生活や社会に広がる多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を育成することにより、書の伝統と文化の継承と発展、また、現代という時代における創造的で個性豊かな表現活動へとつなげることをねらいとしている。

(1) は、「書道Ⅲ」における「知識及び技能」に関する目標である。**書の表現の方法や形**



式、多様性などについて理解を深めることが「知識」に関する目標であり、**書の伝統に基づき、創造的に表現するための技能を身に付ける**ことが「技能」に関する目標を示している。**書の伝統に基づき、創造的に表現するための技能を身に付ける**については、「書道Ⅱ」での学習を更に発展させて扱うことから、**創造的に**としている。

「書道Ⅲ」における「知識」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、表現や鑑賞の活動を通して、実感的に理解を深められるようにすることが大切である。

「書道Ⅲ」における「技能」については、書を構成する要素や表現性、表現効果や風趣の視点をもって、個性豊かに表現を工夫していく過程で、創造的に表現し主体的に活用できる技能を身に付けることができるようにすることが大切である。

(2) は、「書道Ⅲ」における「思考力、判断力、表現力等」に関する目標である。表現領域と鑑賞領域の両方に関わり、**意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫**することが表現領域に関する目標であり、**作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉える**ことが鑑賞領域に関する目標を示している。

「書道Ⅲ」における「思考力、判断力、表現力等」については、自身の考えを確かな言葉で伝え、他者の考えを受け止め、その体験を通して、自身の考えを更に深めていく言語活動を適切に位置付け、「A表現」と「B鑑賞」を関連させながら育成することが大切である。

(3) は、「書道Ⅲ」における「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標である。

**主体的に書の創造的な諸活動に取り組み**とは、「書道Ⅱ」と同様であり、より高度な創造的な活動に取り組むことを示している。

**書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う**とは、「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を更に発展させて、書の表現や鑑賞の創造的な諸活動を通して、生活や社会における書の役割や効用、書の美の意味や価値、書の現代的意義や普遍的価値などについて考え、多様な文字や書と豊かに関わることで、心豊かな生活や社会を創造していく態度を育てることを示している。

## 5 芸術科（書道）各科目の内容の取扱い

### (1) 「書道Ⅰ」

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図るものとする。
- ② 内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、それぞれア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導する。
- ③ 内容の「A表現」の(1)については漢字は楷書及び行書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)については楷書及び行書、(3)については平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとし、また、(2)については、生徒の特性等を考慮し、草書、隸書及び篆書を加えることもできる。
- ④ 内容の「A表現」の(2)及び(3)については、臨書及び創作を通して指導するものとする。指導に当たっては、地域の材料及び伝統的な工芸の表現などを取り入れることにも配慮するものとする。
- ⑤ 内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫する。
- ⑥ 内容の「A表現」の指導に当たっては、篆刻、刻字等を扱うよう配慮するものとする。
- ⑦ 内容の「A表現」の指導に当たっては、中学校国語科の書写との関連を十分に考慮するとともに、高等学校国語科との関連を図り、学習の成果を生活に生かす視点から、目的や用途に応じて、硬筆も取り上げるよう配慮するものとする。
- ⑧ 内容の「B表現」の(1)のイの(ウ)の指導に当たっては、漢字仮名交じり文の成立について取り上げるようにする。
- ⑨ 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、芸術科書道の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する。なお、内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、作品について根拠をもって批評する活動などを取り入れるようにする。

- ⑩ 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、書道の諸活動を通して、生徒が文字や書と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫する。
- ⑪ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

## (2)「書道Ⅱ」

- ① 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図るものとする。
- ② 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)を扱うとともに、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- ③ 内容の「A表現」の(1)については漢字は楷書、行書、草書及び隸書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)については楷書、行書、草書、隸書及び篆書、(3)については平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとする。
- ④ 内容の「A表現」の指導については、篆刻を扱うものとし、生徒の特性等を考慮し、刻字等を加えることもできる。
- ⑤ 内容の「B鑑賞」の指導については、各事項において育成を目指す資質・能力の定着を図られるよう、適切かつ十分な授業時数を配当するものとする。
- ⑥ 内容の取扱いに当たっては、「書道Ⅰ」の項目の②、④、⑤及び⑨から⑪までと同様に取り扱うものとする。

## (3)「書道Ⅲ」

- ① 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、「B鑑賞」の(1)のイについては(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。
- ② 内容の「A表現」の(2)及び(3)については、目的に応じて臨書又は創作のいずれかを通して指導することができる。
- ③ 内容の取扱いに当たっては、「書道Ⅰ」の項目の⑤及び⑨から⑪まで、「書道Ⅱ」の項目の①及び⑤と同様に取り扱うものとする。

### 平成30年改訂の高等学校学習指導要領に関するQ&A 芸術系教科等に関すること

#### 【芸術全般】

**問1 教科の目標に示された「生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力」とは、どのような趣旨で位置付けられたのですか。**

(答)

芸術科においては、これまで、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことを目標として示してきました。今回の改訂では、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わるができる生徒の姿を念頭に置いて、育成を目指す資質・能力を具体的に示すようにしました。日々の生活やそれぞれの生活が営まれている私たちの社会の中には、様々な芸術や芸術文化があり、人々の営みに直接的、間接的に影響を与えているといえます。これからのグローバル化の進展など変化の激しい社会において、我が国の芸術文化に対する理解を深め、愛着をもつとともに、我が国及び諸外国の芸術文化を尊重する態度の育成を重視することはとても大切なことです。今回の改訂では、そのような趣旨を踏まえ、芸術科において育成を目指す資質・能力を生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力として示し、芸術科の各科目を学ぶ意義を一層明確にしました。

**問2 新設の〔共通事項〕について教えてください。**

(答)

〔共通事項〕は、各科目において表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を各科目の

特質に応じて整理した事項です。芸術系の教科において〔共通事項〕は、平成20年改訂の小学校の音楽や図画工作、中学校の音楽や美術の学習指導要領で初めて示されました。今回の改訂では、平成28年12月の中央教育審議会答申において、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の成果と課題や改訂の具体的な方向性が示される中で、高等学校芸術科において表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を〔共通事項〕として示すことが求められました。

〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示されているように、そののみを取り上げて題材にするものではなく、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導を通して身に付けることができるよう指導するものです。また、各科目の本質的な内容を示していることから、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善においても、〔共通事項〕を表現及び鑑賞の題材に適切に位置付けて指導することが大切です。

### 問3 知的財産権に関する配慮事項が充実されましたが、その趣旨を教えてください。

(答)

今回の改訂では、知的財産の保護と活用に関する配慮事項の内容を充実し、各科目において自己や他者の著作物や作品、創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、それぞれの伝統や文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することを明示しました。

芸術科の各科目の授業においては、生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させることが大切です。また、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにすることが求められます。このような日々の指導の中で、生徒が創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、芸術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することが大切です。

### 問4 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うには、具体的にどのようなことをすればよいですか。

(答)

芸術科の各科目の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」を習得し活用されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、学習のねらいを明確にし、題材の内容や時間のまとまりを見通しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うことが重要です。特に「深い学び」の視点から授業改善を図るためには、「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を図るなど、各科目の本質に迫る学習活動を展開できるよう、一人一人の生徒が芸術科の各科目の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることが大切です。

#### 【音楽について】

### 問5 音楽の内容について、「知識及び技能」を「知識」と「技能」とに分けて示している理由は何ですか。

(答)

音楽では、A表現、B鑑賞の二つの領域があります。「知識」は、二つの領域の学習において習得する内容を示しています。一方「技能」は、創意工夫を生かした表現をするために必要な技能という趣旨で、A表現における「音楽表現の技能」として習得する内容を示しています。そのため、「知識」と「技能」とを分けて示し、B鑑賞には「技能」に関する内容を示していません。

### 問6 新設の〔共通事項〕の指導について、音楽ではどのようなことに留意すればよいですか。

(答)

今回の改訂では、従前、A表現の各分野の事項エやB鑑賞の事項イに示していた、音楽を形づ

くっている要素の知覚・感受に関する内容を、小学校音楽科、中学校音楽科と同様に、〔共通事項〕アとして位置付けました。さらに、今回の改訂では、「知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」を加えて示し、「思考力、判断力、表現力等」に関わる資質・能力として位置付け、従前の趣旨を踏襲しつつ、内容の質的な改善を図っています。このことを踏まえ、〔共通事項〕アの指導に当たっては、生徒が音楽を形づくっている要素を知覚・感受することに留まらず、「知覚したことと感受したこととの関わりについて考える」ようにすることが重要です。また、考えたことと「曲想と音楽の構造との関わり」の理解に関する事項を関連させるなど、これまでと同様に、A表現やB鑑賞の各事項の学習と関連を図った指導を行うことに留意する必要があります。

〔共通事項〕イに関すること（用語や記号などの理解）については、これまで学習指導要領において直接的には示していませんでしたが、実際の授業においては、必然的に扱われる場面がしばしば見られました。そこで、小学校音楽科、中学校音楽科と同様に、〔共通事項〕イとして位置付けました。〔共通事項〕イの指導に当たっては、単に用語や記号の名称や意味などを覚えることに留まらず、A表現やB鑑賞の学習を通して、「音楽における働きと関わらせて理解」できるような指導を工夫する必要があります。

**問7 「知識」に関する指導事項を、「〇〇と〇〇との関わり」のように示していることの趣旨は何ですか。**

（答）

音楽における「知識」は、曲名や曲が生まれた背景に関するエピソード、音符、休符、記号や用語の名称など、単に新たな事柄を知ることのみに留まるものではありません。生徒一人一人が、学習の過程において、音楽に対する感性を働かせて感じ取り、理解するものであり、個々の感じ方や考え方等に応じて習得されたり、新たな学習の過程を通して、既習の知識と新たに習得した知識とが結び付くことによって再構築されたりするものです。

このことを踏まえ、「知識」に関する指導事項を「〇〇と〇〇との関わり」のように示し、〇〇と〇〇の間にはどのような関わりがあるのかを捉え、理解できるようにすることが「知識」の習得であることを明確にしています。このように習得された「知識」は、その後の学習や生活においても活用できるものになると考えられます。

### 【美術について】

**問8 美術において表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成するとは具体的にどのように考えればよいでしょうか。**

（答）

美術では、「内容の取扱い」において、「A表現」と「B鑑賞」との関連について「特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。」こととしています。このことに配慮し、指導計画の作成においては、主に「A表現」(1) 絵画・彫刻、(2) デザイン、(3) 映像メディア表現の発想や構想に関する学習と「B鑑賞」(1) の美術作品などの鑑賞の指導において、発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら相互に関連させて学習が深められるようにすることが大切です。

**問9 「B鑑賞」の内容が「美術作品など」に関する事項と、「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示された趣旨は何ですか。**

（答）

従前、作品などを対象にした美術作品などのよさや美しさなどに関する鑑賞、映像メディアの鑑賞、生活や社会を心豊かにする美術の働きに関する鑑賞、美術文化に関する鑑賞の視点からなどで整理して示していた「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項と、イの「生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項に分けて示しています。

アの「美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項では、発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成

することを重視し、「A表現」(1) 絵画・彫刻, (2) デザイン, (3) 映像メディア表現の発想や構想に関する学習との関連を図り, これら三つの視点から分けて示しています。

イの「生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項では, 生活や社会と文化は密接に関わっていることや, 社会に開かれた教育課程を推進する観点などから整理を行い, 一人一人の生徒が自分との関わりの中で, 生活や社会の中の美術の働きや美術文化について考え, 広い視野に立って見方や感じ方を深められるようにすることを目指しています。

**問 10 新設の〔共通事項〕の指導について, 美術ではどのようなことに留意すればよいですか。**

(答)

今回の改訂では, 科目の目標を「知識及び技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」, 「学びに向かう力, 人間性等」の三つの柱で整理し, 内容もこれに対応して整理しました。その中で「知識」については「対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深める」ものとして整理し, 〔共通事項〕に位置付けています。

美術における造形的な視点とは, 形や色彩, 材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えたり, 全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりすることであり, 造形の要素の働きに関する理解についてはアの事項に, 全体のイメージや作風, 様式などで捉えることに関する理解についてはイの事項に位置付けています。ここでの指導では, 単に新しい事柄を知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく, 生徒が自分の感じ方で形や色彩の働きやイメージ, 作品の傾向や特徴である作風などを捉えるなど, 生徒が豊かに造形を捉える多様な視点がもてるように, 美術の学習の基礎となる中学校美術科における〔共通事項〕の内容や内容の取扱いを踏まえた指導にも十分に配慮し, 表現及び鑑賞の活動を通して造形的な視点について実感を伴いながら理解できるようにすることが大切です。

### 【工芸について】

**問 11 工芸において表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成するとは具体的にどのように考えればよいでしょうか。**

(答)

工芸では, 「内容の取扱い」において, 「A表現」と「B鑑賞」との関連について「特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。」こととしています。このことに配慮し, 指導計画の作成においては, 主に「A表現」(1) 身近な生活と工芸, (2) 社会と工芸の発想や構想に関する学習と「B鑑賞」(1) の工芸作品などの鑑賞の指導において, 発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸としながら相互に関連させて学習が深められるようにすることが大切です。

**問 12 「B鑑賞」の内容が「工芸作品など」に関する事項と, 「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項に分けて示された趣旨は何ですか。**

(答)

従前, 作品などを対象にした工芸作品などのよさや美しさなどに関する鑑賞, 制作過程における鑑賞, 生活や社会を心豊かにする工芸の働きに関する鑑賞, 工芸の伝統と文化に関する鑑賞の視点から整理して示していた「B鑑賞」の内容を, アの「工芸作品など見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項と, イの「生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項に分けて示しています。

アの「工芸作品など見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項では, 発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力, 判断力, 表現力等」を育成することを重視し, 「A表現」(1) 身近な生活と工芸, (2) 社会と工芸の発想や構想に関する学習との関連を図り, これら二つの視点から分けて示しています。

イの「生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞」に関する事項では, 生活や社会と文化は密接に関わっていることや, 社会に開かれた教育課程を推進する観点などから整理を行い, 一人一人の生徒が自分との関わりの中で, 生活や社会の中の

工芸の働きや工芸の伝統と文化について考え、広い視野に立って見方や感じ方を深められるようにすることを目指しています。

**問 13 新設の〔共通事項〕の指導について、工芸ではどのようなことに留意すればよいですか。**

(答)

今回の改訂では、科目の目標を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、内容もこれに対応して整理しました。その中で「知識」については「対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深める」ものとして整理し、〔共通事項〕に位置付けています。

工芸における造形的な視点とは、形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えたり、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりすることであり、造形の要素の働きに関する理解についてはアの事項に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることに関する理解についてはイの事項に位置付けています。ここでの指導では、単に新しい事柄を知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく、生徒が自分の感じ方で形や色彩の働きやイメージ、作品の傾向や特徴である作風などを捉えるなど、生徒が豊かに造形を捉える多様な視点もてるように、工芸の学習の基礎となる中学校美術科における〔共通事項〕の内容や内容の取扱いを踏まえた指導にも十分に配慮し、表現及び鑑賞の活動を通して造形的な視点について実感を伴いながら理解できるようにすることが大切です。

### 【書道について】

**問 14 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導について、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図るものとするとは、具体的にどのように考えればよいでしょうか。**

(答)

「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の「内容の取扱い」に示した事項ですが、「書道Ⅲ」も同様です。「A表現」及び「B鑑賞」それぞれの指導事項を相互に関連付け、「A表現」及び「B鑑賞」の関連を図りながら指導することにより、「A表現」、「B鑑賞」それぞれの活動の中で働かせ育成された感性や資質・能力を相互に往還的に生かし、書に関わる資質・能力を確実に育成するとともに、作品や書のよさや美しさと主体的に向き合い、分析的に捉えるために必要な見方・考え方を偏りなく確実に育てることを目指しています。「B鑑賞」での学習を通して身に付けた資質・能力や学習成果を生かしながら「A表現」での学びを深め、「A表現」での学習を通して身に付けた資質・能力や学習成果を生かしながら「B鑑賞」での学びを深められるよう、常に相互に関連を図りながら指導することが大切です。例えば、「A表現」で古典の特徴や書風を捉え技能を習得する際に、他の古典と比較する観点を「B鑑賞」の視点から考えさせたり、生徒同士でそれぞれの作品について意見交換する際に適正な観点や用語を用いて分析的に意見交換し、それぞれが更なる構想・工夫に生かしたりすることなどが考えられます。「B鑑賞」においては、「A表現」での制作活動での構想・工夫の体験とそこで体感的に習得した技能に裏打ちされた資質・能力が、「B鑑賞」における作品や書のよさや美しさを捉える過程で生かされることなどが考えられます。

**問 15 新設の〔共通事項〕の指導について、書道ではどのようなことに留意すればよいですか。**

(答)

〔共通事項〕は、高等学校芸術科の各科目に新設された指導事項であり、「書道Ⅰ」、「書道Ⅱ」、「書道Ⅲ」を通じて、同一の内容として示しています。「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力である〔共通事項〕は、書の特質や書の美を捉えて表現したり鑑賞したりする上での観点というべきものでもあり、表現や鑑賞の活動を通して捉えられる、作品や書のよさや美しさ、その価値の根拠ともなるものです。また、〔共通事項〕の中で示す書独自の特質は、生活の中での書、芸術としての書の歴史や伝統を形作ってきたものであり、我が国の「言語文化」、「文字文化」、書の「芸術文化」を支える基盤でもあります。生涯にわたり、生活や社会の中で文字や書、書の伝統と文化と主体的に深く関わる中で働かせることになる、「書に関する見方・考え方」を支えるものが、〔共通事項〕に示されています。

〔共通事項〕は単独で指導されるべきものではなく、「A表現」及び「B鑑賞」それぞれの関連を図りながら指導する中で、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、また、それらの指導を通して〔共通事項〕が指導されることが大切です。〔共通事項〕を基底として「A表現」及び「B鑑賞」の学習の有機的な関連を図るとともに、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの学習において、主体的に〔共通事項〕について考え、理解を深められるよう、また、〔共通事項〕の視点から、書によさや美しさ、作品や書の伝統と文化の意味や価値について総合的に理解が深められるよう、段階的に指導を工夫することが大切です。

**問 16 新たに示された「現代」という視点、「風趣」の指導では、どのようなことに留意すればよいですか。**

(答)

主に、「A表現」の「(1) 漢字仮名交じりの書」及び「B鑑賞」の指導について「現代」という視点を示しました。今回の改訂で、芸術科では生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力の育成、書道では生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く、深く関わる資質・能力の育成を目指していることを踏まえた視点となっています。古典等の書の伝統と文化を継承したものに加え、生徒にとっての現実世界である現代の生活や社会に様々に生かされている様々な書も含めて学習対象とし、日常生活の中での書の効用に気づき、生活や社会における書の意義や価値について考えることにより、書への興味・関心を育てるとともに、書の学習で得たものを自らの生活や社会の中で主体的に生かす意識を育むことをねらいとしていることを理解して指導することが大切です。

「風趣」は、主に「B鑑賞」及び〔共通事項〕の中で新たに示しています。「A表現」及び「B鑑賞」それぞれの活動において、作品や書によさや美しさ、その価値を捉える上での根拠として、「書を構成する要素」、「表現性」、「表現効果」と併せて、「風趣」を示しました。これらの要素・観点から、作品や書によさや美しさ、その価値について考え、味わい捉えることにより、将来においても活用できる「書に関する見方・考え方」を育成することを目指しています。「風趣」は、作品や書に対して直感的に捉えられた印象に始まり、さらにその根拠について分析的に考え、鑑賞が深まることにより捉えられるものです。作品や書から捉えたよさや美しさについて、それを生じさせる諸要素に関わる様々な視点から分析的に捉え、鑑賞を深め、「書に関する見方・考え方」を働かせながら「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの活動に生かされるよう指導することが大切です。